

第4回地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いに関する小委員会次第

日時：平成16年2月19日（木）

午後2時から

会場：上越市厚生南会館 大ホール

開会

1 審議

（1）合併協定書記載文案について

2 その他

閉会

合併協定書記載文案に関する論点

合併協定書記載文案	合併協定書記載文案に対する意見	事務局の整理
<p>1 地域協議会</p> <p>(1) 市内の一定の区域に係る施策にその区域の住民の意見を反映させるため、地方自治法に基づく市長の附属機関として地域協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p>	<p>現段階では「地域審議会」という名前の方がよいのではないか。(安塚町)</p> <p>「地域審議会」とし、10年間の限定とすべき。(牧村)</p>	<p>名称を「地域協議会」とする方が、法律の改正等により地域自治組織を置くときに、移行が円滑になると考える。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)で期間を定めて置くことができるとされている地域審議会と異なり、期間を定めずに置く(上越地域法定合併協議会準備会「新市における行財政運営指針」)ことを前提に協議を積み重ねてきており、設置期間の限定について審議することは適当ではないと考える。</p>
<p>(2) 協議会は、現在の各町村の区域ごとに置く。</p>		
<p>(3) 各区域に置く協議会の名称は、合併前に各町村が案を作成する。</p>	<p>基本的なものについては統一すべき。(上越市)</p> <p>「吉川自治の郷」、「頸城自治協議会」などいろいろな名称があってもよい。(吉川町)</p>	<p>名称を次のいずれとするか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 旧町村名 - 「町」、「村」 + 「地域協議会」(例: 吉川地域協議会) 2 「地域協議会」のみ統一(例: 吉川自治の郷地域協議会) 3 自由(例: 吉川自治の郷) <p>町名・字名との整合をとるという趣旨で「合併前に各町村が案を作成する」としており、事務局としては、3は想定していない。</p>
<p>(4) 協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となる。また、市長の諮問に応じ、次の事項等を調査審議し、答申する。さらに、これらの事項等に関し市長及び当該区域を所管する支所長に自主的に意見を述べるができる。</p> <p>当該区域において行われる施策(予算措置を伴うものを含む。)の策定及び実施に関すること</p> <p>当該区域における重要な施設の設置及び廃止等に関すること</p> <p>新市建設計画の当該区域に係る変更及び実施に関すること</p>	<p>「市長は地域協議会の意見を最大限尊重し、市政に反映させる。」を入れてほしい。(吉川町)</p>	<p>「最大限尊重する」: 附属機関は、執行機関の要請により、その行政執行の前提として必要な審議等を行う機関であり、この地域協議会については、市内の一定の区域に係る施策にその区域の住民の意見を反映させるため、市長の附属機関として置くものである。したがって、市長が地域協議会の意見を尊重することは当然であり、記載する必要はないと考える。</p> <p>「市政に反映させる」: 市長及び市議会を拘束することとなるため、市政への反映を市長に義務付けることはできないと考える。一方、市政への反映を目的とすることは、(1)に記載されており、ここに記載する必要はないと考える。</p>
<p>(5) 協議会は、委員をもって組織する。委員は、その協議会の区域において選挙された者を市長が選任する。なお、選挙された者の数が定数に満たない場合においては、市長が必要に応じて選任する。</p>	<p>委員は、選挙ではなく、市長が選任すればよいのではないか。(安塚町)</p> <p>「選挙された者」を「選挙又は各団体の推薦された者」に改めてほしい。(牧村)</p> <p>「選挙された者」を「選出された者」に変更してほしい。(柿崎町)</p> <p>公選にこだわらないでいったらどうか。(吉川町)</p> <p>広く各種団体から推薦された、能力、やる気のある人たちを市長が選任するという方法にしてほしい。(中郷村)</p>	<p>選挙された者であれば、その区域の住民の代表であることが担保できるが、団体から推薦された者は、あくまでも団体の代表でしかなく、住民の代表であるということを担保できない。</p> <p>住民自治の観点から、「選挙された者を市長が選任する」としており、選挙によらずに市長が選任することとするのであれば、(4)の「住民に基盤を置く機関として、住民の主体的な参加を求めつつ」という文章を削除するよう整理せざるを得ない。</p> <p>なお、委員の選任方法は基本的な事項であることから統一すべきであり、協議会ごとに選任方法を選ぶことは適当でないと考えます。</p>
<p>(6) 協議会の委員の定数は、現在の議員定数を目安におおむね10人以上25人以下の範囲内で、合併前に各町村が案を作成する。</p>	<p>「現在の議員定数を目安におおむね」は必要ない。(安塚町)</p> <p>「現在の議員定数を目安に」を削除してほしい。(吉川町)</p> <p>「おおむね」などという言葉を使わず、できるだけだれにも分かるよう明文化してほしい。(名立町)</p>	<p>委員の定数の基準を明確にするという趣旨で「現在の議員定数を目安に」と記載しており、削除する必要はないと考える。</p>
<p>(7) 協議会の会議は、必要に応じて開催する。</p>		
<p>2 地域自治組織(仮称)</p> <p>地域自治組織(仮称)については、法律の改正等があった場合には、合併後も含め、改正等の内容を考慮して検討する。</p>	<p>委員の任期をもう少し明確にして進めてはどうか。(浦川原村)</p> <p>委員の任期を追加してほしい。(牧村)</p> <p>委員の任期をある程度はっきりした方がいい。(板倉町)</p>	<p>現段階では、「委員の任期は、『選挙を行うことから議会の議員の任期と合わせて4年』又は『上越市の各種委員会の委員の通常の任期である2年』のいずれかとすることが考えられる」ことを共通認識とすることでよいと考える。</p>
<p>2 地域自治組織(仮称)</p> <p>地域自治組織(仮称)については、法律の改正等があった場合には、合併後も含め、改正等の内容を考慮して検討する。</p>	<p>法案が閣議決定され、上程された段階で検討していくこととしてほしい。(頸城村)</p>	<p>法案の段階で協議、決定したことには実効性が伴わない。このため、法律が改正又は制定された段階で検討を始めるべきと考える。</p>

合併協定書記載文案に関する質問

合併協定書記載文案	合併協定書記載文案に対する質問	事務局の回答
1 地域協議会		
(1) 市内の一定の区域に係る施策にその区域の住民の意見を反映させるため、地方自治法に基づく市長の附属機関として地域協議会(以下「協議会」という。)を置く。		
(2) 協議会は、現在の各町村の区域ごとに置く。		
(3) 各区域に置く協議会の名称は、合併前に各町村が案を作成する。		
(4) 協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となる。また、市長の諮問に応じ、次の事項等を調査審議し、答申する。さらに、これらの事項等に関し市長及び当該区域を所管する支所長に自主的に意見を述べる事ができる。 当該区域において行われる施策(予算措置を伴うものを含む。)の策定及び実施に関する事 当該区域における重要な施設の設置及び廃止等に関する事 新市建設計画の当該区域に係る変更及び実施に関する事	協議会は、新市全体についての施策について意見具申することができるのか。例えば、共通事業に対しても意見具申ができるのか。 地方制度調査会の最終答申では「建議することができる」となっているが、なぜ事務局では「建議」という言葉を使わなかったのか。	それぞれの地域の住民にかかわりがあるという考え方から、新市全体の施策についても、原則、意見を述べることはできると考えている。 上越市の最新の条例が「意見」という表現を使っているため、この時点では「意見」としたが、条例化の際に精査する。
(5) 協議会は、委員をもって組織する。委員は、その協議会の区域において選挙された者を市長が選任する。なお、選挙された者の数が定数に満たない場合においては、市長が必要に応じて選任する。	選挙を公職選挙法に準じて行くとすると、その具体的な手法は。 13の地域がそれぞれのやり方で委員を選出すると、どのような不都合を生じるか。 定数までいかない場合、どのように選任するのか。	公職選挙法は、選挙の公平性、公明性を担保するために準用する。例えば、選挙は投票により行うということ、投票所において投票をするということ、選挙運動に関する禁止事項など、各種選挙に共通する一般的な条項などについて準用する。なお、選挙の実施方法は、住民投票の場合と同じように、条例で定めることとなる。 13の協議会は、条例で定める市長の附属機関として同一のものであり、位置付け、役割及び委員の選任方法は、当然ながら同一であるべきである。 町村が提案している方法(各種団体からの推薦)により選任することが一つの方法として考えられる。
(6) 協議会の委員の定数は、現在の議員定数を目安におおむね10人以上25人以下の範囲内で、合併前に各町村が案を作成する。		
(7) 協議会の会議は、必要に応じて開催する。	各地域において自主的な開催にかなり差が出た場合の報酬あるいは費用をどのように考えているか。	附属機関の委員の報酬は勤務に対する反対給付として支払うものであり、会議が招集された場合には支払わなければならない。上越市の各種委員会の例によれば1日5,000円となる。
	委員の任期は何年か。 各種審議会や議会との関係が微妙となるのではないか。	現段階では、「委員の任期は、『選挙を行うことから議会の議員の任期と合わせて4年』又は『上越市の各種委員会の委員の通常任期である2年』のいずれかとすることが考えられる」ことを共通認識とすることでよいと考える。 様々な審議会が活動しているため、当然ながら多様な意見が出てくるが、それを最終調整するのは市長であり、それらの関係性は特に問題となるものではない。また、議会とは、そもそもよって立つところが違っているため、干渉し合うものではなく、法的に何ら問題はない。
2 地域自治組織(仮称)		
地域自治組織(仮称)については、法律の改正等があった場合には、合併後も含め、改正等の内容を考慮して検討する。	「法律の改正等」の「等」には、法律案の上程が含まれるのか。	「法律の改正等」に含むのは、法律の改正及び制定であり、法律案の上程は含まない。